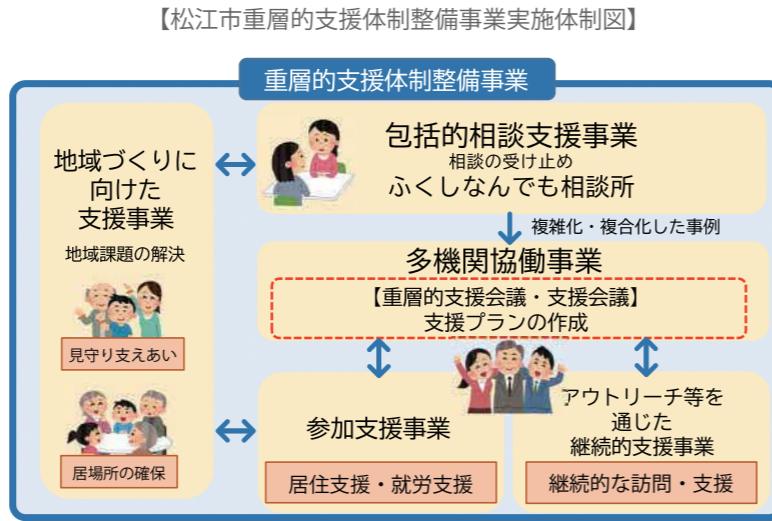


本計画に包含する計画

重層的支援体制整備事業実施計画

松江市は、これまで「包括的な支援体制の構築」を基本目標の一つとして掲げ、福祉施策間の連携を進めてきました。

今後も引き続き、既存の支援取組み等の充実を図りつつ、重層的支援会議等を活用しながら個別の複雑化・複合化した課題を捉え、寄り添い、伴走する支援体制を充実させていきます。



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが難しい方を後見人等が代理し、必要な契約等の締結や財産管理を行い、本人の権利を守る制度です。

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できることを目指し、権利擁護支援を図ります。

地方再犯防止推進計画

- 関係組織との連携をさらに深め、市民や地域の暖かい見守りや支え合いの中で、犯罪をした人たちが孤立・孤独に陥ることなく、就労支援や住居の確保などの必要な支援を受け、安定した生活を再建することのできる環境をつくり、新たな加害者及び被害者を生まない、安全・安心な社会の実現を目指します。

概要版

令和7年3月 松江市

第6次

松江市地域福祉計画 地域福祉活動計画

本計画は、住民の抱える福祉課題の解決を図るために基盤整備に力点が置かれる「地域福祉計画」と、地域において社会福祉活動を行う者が、活動を進めるための方向が示される「地域福祉活動計画」を、それぞれの特徴を活かしながら一体的に策定しています。



計画の特徴

本市では、市内全地域の地区活動計画を策定し、各地区的共通事項や全市的に取り組むべき課題を踏まえ、本計画を策定しています。また、地域の中で課題解決を図るために基盤整備などに力点が置かれる「地域福祉計画」と住民が主体的に地域福祉活動を進める方向が示される「地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。

この計画策定手法は、平成16年3月に策定された第1次計画から現在まで連綿と受け継がれてきたものです。

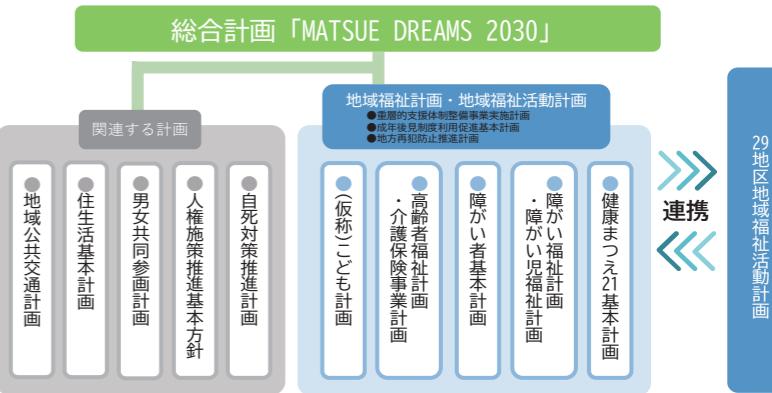


▲令和6年度 市民ワークショップ風景
平成16年3月策定▶
松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画
「まつえ福祉未来21プラン」
～みんなでやらごい 福祉でまちづくり～

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づき市が策定する行政計画です。

各条文に基づき「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「地方再犯防止推進計画」が含まれるとともに、高齢者・障がい者、児童・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、「上位計画」として位置づけられています。



ふくしなんでも相談所 相談先一覧

松北地域包括支援センター
鹿島町佐陀本郷640-1 松江市鹿島支所内
TEL 82-3160



中央地域包括支援センター
千鳥町70 総合福祉センター内
TEL 24-6878

湖南地域包括支援センター
乃白町32-2 保健福祉総合センター3階
TEL 24-1830

湖南サテライト
宍道上来待213-1
宍道健康センター内
TEL 66-9355

松南第1地域包括支援センター
大庭町735
TEL 60-0783

松南第2地域包括支援センター
松江市東出雲町揖屋1216-1
ヨリアイーナ東出雲内
TEL 52-9570

ふくしなんでも相談所
TEL 22-7830
な やみなし



基本理念

みんなでやらこい 福祉でまちづくり

——地域福祉とは、孤独・孤立をどのように防ぎ、支援していくのかということではないか。そして、いかにそのような方に対し気付き、手を差し伸べあっていくシステムを創っていくのかことが重要であり、行政施策と各種福祉の地域資源が連携を取った支え合いのシステムをつくりあげいかねばならない——

基本目標1

人づくり・地域づくりを推進する

地域の担い手の育成のために、福祉教育等を充実させる取り組みや、関係団体と連携し、地域活動やボランティアへの参加をうながす仕組みをつくり、人づくりを進めていきます。また、地域コミュニティの活性化を図るとともに、いろいろな価値観を認めあい、だれにとっても住みやすい地域づくりを進めます。

1 | 地域福祉の担い手の育成

2 | 自治会活動の活性化

3 | 公民館・地区社協等を拠点とした地域福祉活動の推進

4 | 地域の居場所づくり

5 | いろいろな価値観を認めあう寛容な社会づくり

6 | 多様な主体による地域づくりの推進



基本目標2

包括的な支援体制を充実させる 一重層的支援体制整備事業実施計画

地域住民が抱える複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応するため、多機関の連携により、包括的に支援を進める体制の充実と地域での課題解決を関係機関が連携して支援する仕組みづくりを行っていきます。

また地域課題を地域住民で解決を試みる地域づくりに向か、関係機関が連携して支援していく取組みを進めます。

7 | 相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化

8 | 地域づくりに向けた支援体制の充実

9 | 制度の狭間にある生活課題への対応



基本目標3

福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う

利用者が安心して福祉サービスを利用できる環境整備を進めるとともに、福祉サービスの提供に関する情報を効果的に提供することにより、情報の共有化を図ります。

また虐待やDVなどの人権侵害への対応や判断能力や十分でない人の権利を守るために、権利擁護の取組みの充実に努めます。

10 | 権利擁護の取組みの充実

11 | こども・若者が幸せに暮らすための支援

12 | 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

13 | 高齢者が自分らしく生きていくための支援、健康づくりの推進

14 | 効果的な情報提供・情報共有化の推進



ニュースポートで
▼楽しく運動！

▲「骨太クッキング」
でお弁当づくり

- 下校中の子どもへの挨拶
- 生活習慣病やフレイル予防の食事と運動の継続
- 成年後見制度や障がいへの理解

基本目標4

生活課題の解決に向けた取組みを推進する

近年、生活環境の急激な変化や孤独孤立問題の深刻化など課題への対応が従来の属性ごとの支援体制では困難となる中、生活困窮者への生活支援、再犯防止施策、自死対策などの取組みを、関係機関が協力し推進していきます。

15 | 生活困窮者への生活支援の充実

16 | 再犯防止・防犯施策の推進 —地方再犯防止推進計画—

17 | 自死に追い込まれることのない社会の実現



▲ひとり親世帯への食品提供

- 地域の人への挨拶や声かけ
- 保護司の活動の理解
- 公民館やフードバンクへの寄附

基本目標5

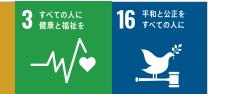
だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進する

だれもが安全安心で快適に暮らし続けることができるまちづくりをめざし、住環境の整備や移動手段の確保に努めます。また、災害が激甚化・頻発化する中で、災害に備え、関係機関が連携した地域防災体制を充実させていきます。

18 | 住宅・生活環境の整備

19 | 移動手段の確保

20 | 災害に備えた体制の充実



自分でも
できること！



自分でも
できること！



自分たち
じゃなくて
みんなでや
さないとい
けないよ！

